

新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応方針〔27〕

2022 年 2 月 4 日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

標記の対応について、対応方針〔27〕をまとめましたので通知いたします。

ご承知のとおり、愛知県の感染者数は過去最多を今なお更新する等、大変厳しい状況が続いております。また、本学においても、学生の感染報告が連日寄せられております。

この様な状況の中、1 月末から一般入試が始まりました。今後も、中期入試・後期入試と多くの受験生を本学（地方会場を含む）にむかえることとなります。

教職員各位におかれましては、引き続き、基本的な感染防止対策を徹底いただき、ご自身の健康管理等にも十分注意を払い、これらの業務にあたってくださいよう、お願い申し上げます。

■ 対応方針〔27〕における主な変更点

(1) 【対応強化】『7. 課外活動について』

原則活動禁止とする。ただし、各連盟主催の公式戦を当面 1 ヶ月程度までの間に控えるクラブについては、大学（学生部）の示す感染対策基準を全て満たした上で特別に活動を認める。なお、公式戦以外の対外的な練習試合、合同練習等は禁止とする。また、クラブ内で感染者が発生した場合は、その時点で当該クラブの全ての活動を一旦停止とする。

(2) 【対応強化】『11. 出勤について』（※1 月 21 日から先行して対応）

通勤時の感染リスクを抑えるため、当面の間、自動車（二輪車含む）・自転車通勤を認める（別途、総務課で手続きが必要）。

1. 新型コロナウイルスに関する問い合わせ・連絡窓口

No.	対象者	担当窓口
1	学部生（名古屋キャンパス所属学部）	学生サポートセンター
2	学部生（瀬戸キャンパス所属学部）	瀬戸キャンパス総合事務部
3	大学院生（入学予定者含む）	大学院事務室
4	留学生別科生	国際センター
5	教職員	総務課

※学生サポートセンターと瀬戸キャンパス総合事務部は学生の情報を共有の上、最終的には総務課に集約すること。

2. 本人が新型コロナウイルスに感染した場合について

(1) 出校・出勤の停止、各種行事への出席停止

「学校保健安全法第 19 条第 1 項」の規定を学部生、大学院生、教職員に適用し、出校・出勤、及び出席を停止する。

(2) 感染した場合の連絡・報告

- ① 感染が判明した場合、感染拡大防止の観点から速やかに、名古屋キャンパス所属学部生は学生サポートセンター、瀬戸キャンパス所属学部生は瀬戸キャンパス総合事務部、大学院生は大学院事務室、留学生別科生は国際センター、教職員は総務課に報告する。
- ② 報告は CCS、電話、電子メール等、出校・出勤しない方法で行う。
- ③ 報告事項は以下のとおりとする。
 - ・ 診断日 ・ 受診した医療機関 ・ 現在の状況 ・ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
 - ・ 診断日 1 ヶ月以内における外国への渡航歴の有無（渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名）
 - ・ 症状が現れた日以降における本学関係者との接触の状況（授業等への出席を含む）
 - ・ 今後の見通し等に係る医師等の所見

(3) 停止の期間

- ① 「学校保健安全法第 19 条第 1 項」の規定により、出校・出勤の停止は「治癒するまで」とする。
- ② 出校・出勤停止の終了にあたっては、医療機関又は保健所が発行する、治癒証明書（出校・出勤に支障がないことを証明する証書）を（2）①の各部署へ提出すること。なお、治癒証明書の提出後、特に症状がなくても、同証明書の証明期日から 1 日間は更に自宅で経過観察を行い、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。

3. 同居する家族・親しい知人等が新型コロナウイルスに感染した場合について

2. (2) ①～②に準拠し、速やかに一報の上、指示を仰ぎ、当面、出校・出勤を見合わせ、経過観察とする。自宅経過観察期間は最大 7 日間とし、大学敷地内への立ち入りは禁止とする。所轄保健所から具体的な期間を告げられている場合はそれに従うものとする。なお、教職員が自宅待機を命じられた場合、その自宅待機期間に対して、大学独自で 1 日間の追加措置をとる。

4. 本人に感染の疑いがある場合について

(1) 保健所等から濃厚接触者と指定された場合

公的機関の指示に従うとともに、2. (2) ①～②に準拠し、速やかに一報の上、指示を仰ぎ、当面、出校・出勤を見合わせ、経過観察とする。自宅経過観察期間は最大 7 日間とし、大学敷地内への立ち入りは禁止とする。所轄保健所から具体的な期間を告げられている場合はそれに従うものとする。なお、教職員が自宅待機を命じられた場合、その自宅待機期間に対して、大学独自で 1 日間の追加措置をとる。

(2) 肺炎が疑われるような症状等がある場合

① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、② 発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状であっても、重症化（※）しやすい方、また、その症状が続く場合、③ 味覚・嗅覚異常がある場合は、2. (2) ①～②に準拠し、直ちに当該課へ一報の上、所轄保健所の相談窓口へ相談すること。また、連絡結果を当該課へ報告し、当面、出校・出勤を見合わせる。

重症化 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある場合、透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合

(3) 家族、親しい知人等に疑い（濃厚接触者）がある場合

2. (2) ①～②に準拠し、速やかに一報の上、指示を仰ぎ、当面、出校・出勤を見合わせ、経過観察とする。自宅経過観察期間は最大 7 日間とし、大学敷地内への立ち入りは禁止とする。所轄保健所から具体的な期間を告げられている場合はそれに従うものとする。

5. 海外渡航等について

(1) 教職員の渡航について

- ① 渡航先を問わず、私事旅行や研究調査等を含む、海外渡航を原則禁止とする（学務による出張は除く）。
- ② 既に海外渡航にある者が帰国する場合、国・地域、感染症危険情報レベルを問わず、特に症状がなくても、入国後、最大 14 日間（政府が定める各国の指定期間）、自宅待機（経過観察）することとし、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。その他、政府の方針に従い防疫措置を行うこととする。

(2) 学生の渡航について

- ① 大学が認める協定校への留学（公費・私費）のみ海外渡航を許可する。（派遣にあたり、十分な防疫措置及び安全確認をした上で派遣を認める。）それ以外の海外渡航は原則禁止とする。なお、留学派遣にあたっては、当該者に出国までのワクチン接種を推奨することとし、併せて、学長宛てに「新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書」の提出を求めることとする。
- ② 帰国する場合、国・地域、感染症危険情報レベルを問わず、特に症状がなくても、入国後、最大 14 日間（政府が定める各国の指定期間）、自宅待機（経過観察）することとし、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。その他、政府の方針に従い防疫措置を行うこととする。

(3) 留学生（入学予定者を含む）の一時帰省等について

- ① 現在の状況を鑑み、海外渡航は延期する等の措置をとることが望ましい。
- ② 学部留学生は学生サポートセンター、学部留学生（入学予定者）は入学センター、大学院留学生（入学予定者を含む）は大学院事務室、留学生別科生（入学予定者を含む）は国際センターが連絡窓口となり、帰省地、日本への再入国の予定日、帰国便の情報等を当該者から必ず連絡させること。また、上記の担当部署は当該者と常に連絡可能な状況を保ち、適宜連絡を取ること。
- ③ 再入国する場合、国・地域、感染症危険情報レベルを問わず、特に症状がなくても、入国後、最大 14 日間（政府が定める各国の指定期間）、自宅待機（経過観察）することとし、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。その他、政府の方針に従い防疫措置を行うこととする。

(4) 留学生の入国時の扱いについて

一時帰省中の留学生が再入国する場合、又は本学への入学（留学）を機に入国する場合、担当部

署は当該者から入国日程、航空便の情報等を必ず聴取すること。また、国・地域、感染症危険情報レベルを問わず、特に症状がなくても、入国後、最大 14 日間（政府が定める各国の指定期間）、自宅待機（経過観察）することとし、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。その他、政府の方針に従い防疫措置を行うこととする。留学生別科生については、大学が指定する宿泊施設（ホテル等）で待機させることとする。

6. 授業等について

(1) 発熱等がある場合の授業への出席の判断について

① 発熱がある場合

発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理せず休養をとり授業の出席を見合わせ、大学への立ち入りを控える。また、初期段階で医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高める恐れもあるため、受診前に医療機関へ相談することが望ましい。

② 味覚・嗅覚に異常がある場合

味覚・嗅覚に異常を感じた場合は、授業の出席を見合わせ、大学への立ち入りを控える。発熱、咳、全身のだるさ等の症状がなくても、『陽性』と診断された事例も多くあるため、十分に留意すること。

③ 肺炎が疑われるような症状等がある場合

①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、
②発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状であっても、重症化（※）しやすい方、また、その症状が続く場合は、4. (2) に照らし、授業に出席しない。また、大学への立ち入りを控える。
併せて、名古屋キャンパス所属学部生は学生サポートセンター、瀬戸キャンパス所属学部生は瀬戸キャンパス総合事務部、大学院生は大学院事務室への一報の上、指示を仰ぎ、所轄保健所の相談窓口へ連絡すること。また、結果を当該課へ報告し、当面、授業への出席を見合わせる。

重症化 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある場合、透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合

④ 出席途中で①～③の症状がみられた場合

初期対応（担当教員）として、当該者と他の出席者との接触を避けるため、速やかに当該者を教室から退出させる。退出させた後、当該者本人から、名古屋キャンパスは学生サポートセンター（052-678-4086）、瀬戸キャンパスは同総合事務部（0561-42-0350）へ連絡を入れさせ、指示を仰ぐ様に指導すること。（※しりとりで授業実施の場合は、クラブハウス前ラウンジ（仮称・保健センター分室）へ移動させて対応にあたる場合がある）へ移動させて対応にあたる場合がある）なお、初期対応にあたっては、感染防止対策に十分注意を払い、慎重かつ速やかに対応すること。

また、本件については、授業以外においても適応することとし、学内で①又は②の症状がみられる学生を見かけた場合、又はその様な申告を受けた場合も上記の対応をとることとする。

(2) 授業等の実施について

対面授業（集中講義を含む）を継続して実施する。

(3) 学内（授業間）での行動について

各自が基本的な感染対策に努めるとともに、友人等との会話や昼食時にはソーシャルディスタンスを意識した行動等を心掛けさせ、特に昼食時には「黙食」を励行することを学生に指導すること。

(4) 授業後の行動について

3密（「密接しない」「密集しない」「密閉しない」）のうち、1つの密でも生ずる可能性がある場所への出入り等は控えること（「ゼロ密」を目指す）を学生に指導すること。

7. 課外活動について

原則活動禁止とする。ただし、各連盟主催の公式戦を当面1ヵ月程度までの間に控えるクラブについては、大学（学生部）の示す感染対策基準を全て満たした上で特別に活動を認める。なお、公式戦以外の対外的な練習試合、合同練習等は禁止とする。また、クラブ内で感染者が発生した場合は、その時点で当該クラブの全ての活動を一旦停止とする。

8. 学内への立ち入りについて

- ① 教職員については、入構を認めるが、教育・研究、業務、会議、クラブ活動、学内行事以外の入構は自粛を要請する。
- ② 学生については、授業、クラブ活動、各種相談、大学主催行事の入構は認めるが、それ以外の入構は強く自粛を要請する。
- ③ 一般の入構は原則禁止とする。なお、他大学の教職員・研究者、業者・取引先が関連業務等により入構する場合であっても、「緊急事態宣言」発令地域、「まん延防止等重点措置」適用地域からの入構は原則中止、あるいは延期を求める。

9. 学内行事について

(1) 開催の判断について

地域の感染状況や他大学の動向等も注視しつつ、開催の判断をすること。開催の場合は、政府が示す「新たな生活様式」やガイドライン等を遵守し、入念な感染予防対策を講じることとし、使用席数、スペースを通常時（収容定員）の40%程度に制限した上で各種イベント・行事の実施を認める。なお、懇親会の要素がある行事等は禁止とする。

(2) 発熱等がある場合の指導について

① 発熱がある場合

発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理せず休養をとり参加を見合わせ、大学への立ち入りを控えさせる。また、初期段階で医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高める恐れもあるため、受診前に医療機関へ相談することが望ましい。

② 味覚・嗅覚に異常がある場合

味覚・嗅覚に異常を感じた場合は、参加を見合わせ、大学への立ち入りを控えさせる。発熱、咳、全身のだるさ等の症状がなくても、『陽性』と診断された事例も多くあるため、十分に

留意すること。

③ 肺炎が疑われるような症状等がある場合

①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、
②発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状であっても、重症化（※）しやすい方、また、その症状が続く場合は、4.（2）に照らし、参加させない。また、大学への立ち入りを控えさせる。
併せて、名古屋キャンパス所属学部生は学生サポートセンター、瀬戸キャンパス所属学部生は瀬戸キャンパス総合事務部、大学院生は大学院事務室への連絡の上、所轄保健所の相談窓口へ連絡させ、その結果を当該課へ報告させるとともに、当面、参加を見合わせるよう指導すること。

重症化 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある場合、透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合

④ 参加途中で①～③の症状がみられた場合

初期対応（所管部署又は担当教員）として、当該者と他の参加者との接触を避けるため、速やかに当該者を教室等から退出させる。退出させた後、当該者本人から、名古屋キャンパスは学生サポートセンター（052-678-4086）、瀬戸キャンパスは同総合事務部（0561-42-0350）へ連絡を入れさせ、指示を仰ぐ様に指導すること。（※しろとりで実施の場合は、クラブハウス前ラウンジ（仮称・保健センター分室）へ移動させて対応にあたる場合がある）なお、初期対応にあたっては、感染防止対策に十分注意を払い、慎重かつ速やかに対応すること。また、本件については、行事以外においても適応することとし、学内で①又は②の症状がみられる学生を見つけた場合、又はその様な申告を受けた場合も上記対応をとること。

（3）行事实施に関する感染症予防対策について

教職員・学生等に対して、手洗いや咳エチケット、マスクの励行等の基本的な感染症対策を徹底指導するとともに、適切な環境保持のため、居室等のこまめな換気、空調や衣服による温度調節や湿度の維持管理に努めること。また、アルコール消毒液の設置を行うこと。（アルコール消毒液は、行事ごとに学生サポートセンター・健康センターで借受けること。）

10. 入学試験について

（1）受験の可否について

感染症にり患又はり患の疑いがある場合は受験させない。なお、り患又はり患の疑いがある者が試験の振替又は追試験の受験を希望した場合、所定申請書、診断書を提出させて相談に応ずることとする。なお、それらの受験を希望しない場合は入学検定料を返還することとする。

（2）感染症予防対策について

受験生及び試験監督者等のマスク着用の徹底をはかる。また、適切な環境保持のため、試験室のこまめな換気、アルコール消毒液の利用を促す。

11. 出勤について

（1）発熱等がある場合の出勤の判断について

① 発熱がある場合

発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理せず休養をとり、出勤を見合わせる。また、初期段階で医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高める恐れもあるため、受診前に医療機関へ相談することが望ましい。

② 味覚・嗅覚に異常がある場合

味覚・嗅覚に異常を感じた場合は、出勤を見合わせる。発熱、咳、全身のだるさ等の症状がなくても、『陽性』と診断された事例も多くあるため、留意すること。

③ 肺炎が疑われるような症状等がある場合

①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、
②発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状であっても、重症化（※）しやすい方、また、その症状が続く場合は、4.（2）に照らし、出勤しない。また、大学への立ち入りを控える。併せて、総務課へ直ちに一報の上、指示を仰ぎ、所轄保健所の相談窓口へ連絡すること。また、連絡結果を総務課へ報告し、当面、出勤を見合わせる。

重症化 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある場合、透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合

④ 勤務途中で①～③の症状となった場合

その時点で業務等を取りやめ、速やかに退勤すること。また、併せて名古屋キャンパスは総務課（052-678-4081）、瀬戸キャンパスは同総合事務部（0561-42-0350）へ一報を入れること。

(2) 職員の在宅勤務（テレワーク）体制の編成について

業務の継続性と今後予定される定期試験・入学試験の円滑な実施・運営を確保する観点から、職員の勤務体制に関し、1週あたり2日程度の在宅勤務（職場勤務との交替勤務）を取り入れる。なお、在宅勤務時は外出を控え、職場勤務等の指示があった場合は迅速に対応すること。

(3) 自動車・自転車通勤について

総務課で所定の手続きをとることにより、当面の間、自動車（二輪車含む）・自転車通勤を認める。

12. 会議について

会議時間の短縮に努め、1会議あたり30分を目安とする。万が一、30分を超える場合は、開始40分を目途に10分の換気（休憩）時間をとること。また、出席者同士の身体的距離の確保もはかること。急ぎの決定を要しない会議は延期等の措置を取ることとし、実施形態は書面による持ち回り開催、サイボウズ上での開催等も含め、適宜柔軟に対応すること。

13. 学生、教職員等への通知等の発信について

学生及び教職員への通知、学内行事の案内等の発信にあたっては、本指針に基づき判断し、事務局長等と事前に内容を協議・確認（決裁）の上、適切に対応すること。

14. 業務出張について

不要不急の出張は避け、県をまたぐ出張は控えること。また、学生を引率した宿泊をとまなう

出張は禁止とする。なお、「緊急事態宣言」発令地域、「まん延防止等重点措置」適用地域への出張は原則禁止とする。

15. 懇親会等について

飲食を含む懇親会の開催については、当面の間、自粛を要請する。いわゆる3密（「密接しない」「密集しない」「密閉しない」）のうち、1つの密でも生ずる可能性がある場所への出入り等は控えること（「ゼロ密」を目指す）。各教職員は学生に対して、感染拡大地域への移動及び宴会（ゼミコンパを含む）、カラオケ等の自粛を強く求め、適切に指導・勧告すること。

16. 外出等について

不要不急の外出等は避け、所在する県をまたぐ移動・外出等は控えること（出勤に関してはこの限りではない）。特に、「緊急事態宣言」発令地域、「まん延防止等重点措置」適用地域への外出は控えること。

17. 学外施設貸出しについて

学外への施設貸出しは、当面の間、原則禁止する。

18. 新しい生活様式等の実践について

教職員に対して出勤前の自宅での体温測定の実行、職員には時差出勤の積極的な活用を促す。各事務室においては、こまめな換気を行う。また、「新しい生活様式」を実践するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」から発表された、「感染リスクが高まる『5つの場面』」についても注意を払うこと。

■ 「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）

(1) 基本的感染対策

1) 感染防止の3つの基本

- ① 身体的距離の確保（2m間隔の確保、正面の対面回避等）
- ② マスクの着用
- ③ 手洗い・消毒の実行

2) 移動に関する感染対策

- ① 感染流行地域からの移動、地域への移動の自粛
- ② 出張はやむを得ない場合のみ
- ③ 誰とどこであったかをメモ
- ④ 地域の感染状況に注意

(2) 日常生活での基本

- ① 手洗い・消毒
- ② 咳エチケット
- ③ こまめな換気
- ④ ゼロ密を目指す

3密（「密接しない」「密集しない」「密閉しない」）のうち、1つの密でも避ける。特

に人と人との距離は十分に保つ。

⑤ 体温測定、健康チェック

(3) 日常生活（関係分）

① 買い物

・通販利用

② 公共交通機関の利用（通勤等）

・時差出勤の利用

③ 娯楽・スポーツ等（クラブ活動）

・ 空いた時間、場所 ・ 動画活用 ・ 少人数

④ 食事（昼食、食堂利用等）

・ 屋外空間の利用 ・ 対面避け横並びに ・ 会話は控えめに

⑤ 冠婚葬祭等の親族行事

■ 感染リスクが高まる「5つの場面」（新型コロナウイルス感染症対策分科会）

① 飲酒を伴う懇親会

- ・ 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・ 特に敷居等で区切られている狭い空間に長時間、大人数が滞在すると感染リスクが高まる。
- ・ 回し飲みや箸等の共用が感染のリスクを高める。

② 大人数や長時間におよぶ飲食

- ・ 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて感染リスクが高まる。
- ・ 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

③ マスクなしでの会話

- ・ マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・ マスクなしでの感染例としては、昼カラオケ等での事例が確認されている。
- ・ 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

④ 狭い空間での共同生活

- ・ 狭い空間での共同生活は長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・ 寮の部屋やトイレ等の共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

⑤ 居場所の切り替わり

- ・ 仕事での休憩時間に入った時等、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・ 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

19. 情報提供について

感染者が発生した場合は、県や市、保健所等に協力すると共に、必要に応じて、地域住民・関係団体に対してホームページ等をとおして情報提供を行う。

20. 関連記事

愛知県ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/novel-coronavirus.html>

名古屋市ホームページ

<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000124556.html>

厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルスに関するQ＆A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

文部科学省ホームページ（新型コロナウイルス対策特設ページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

法務省外国人生活支援ポータルサイト

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00047.html

外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_009.html#ad-image-0

外務省海外安全情報配信サービス（たびレジ）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

以上